

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

〇 予定申告

Q: 当社の事業年度は1月から12月までです。平成6年分の法人税額は38万円でした。当社は中間申告の必要があるのでしょうか。

A: 【法人税】

内国法人である普通法人は、その事業年度（新設法人のうち一定のもの以外は設立後最初の事業年度を除く）が6か月を超える場合には、その事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に中間申告書を提出し、申告書に記載した法人税額を提出期限までに国に納付しなければなりません。この申告書のことを予定申告書といいます。予定申告で申告する税額は、次の算式で計算した金額です。

$$\left[\begin{array}{l} \text{前事業年度の} \\ \text{確定法人税額} \end{array} \times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} \right]$$

但し上記の金額が10万円以下である場合は、申告書を提出する必要はありません。

中間申告書を提出すべき法人は、予定申告に代えて事業年度開始の日以後6か月の期間を一事業年度とみなして仮決算することができます。この場合は、仮決算による中間申告書といいます。

【事業税・道府県民税・市民税】

法人税について予定申告する必要がある場合は、事業税等においても予定申告をする必要があります。

ご相談の場合は、 $38\text{万円} \times 6/12 = 19\text{万円}$ で10万円以上となるため法人税・事業税等の予定申告が必要です。

